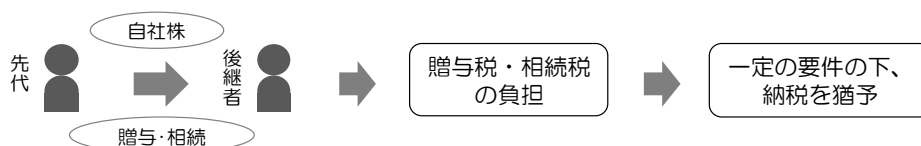


今回のテーマ：「平成 30 年度事業承継税制の改正概要（中間速報）」

昨年 12 月 22 日に平成 30 年度税制改正大綱が閣議決定され、その中で「事業承継税制の特例（非上場株式の贈与税・相続税の納税猶予を拡大）」が創設されていますので、その概要をお知らせします。なお、この改正は本年 3 月末までに国会で成立する予定です。

[制度の概要]



改正項目	現行	特例（10年間限定）
先代の要件①	代表者 1 人のみ	代表者以外を含む（5 年間限定）
後継者の要件	代表者 1 人のみ	代表者 3 名まで
納税猶予対象株式数②	発行済株式数の 2/3 まで	後継者が取得した全部
相続税の納税猶予額	納税猶予対象株式に対応する相続税の 80%	納税猶予対象株式に対応する相続税の全額
雇用確保要件	雇用の 8 割以上を 5 年間平均で維持	要件を満たさない場合は、満たさない一定の理由を記載した書類を都道府県に提出することで猶予継続
特例承継計画の提出義務	—	平成 35 年（2023 年）3 月 31 日までに特例承継計画を都道府県に提出する必要がある

例 上記①および②による比較（自社株を後継者に相続時精算課税贈与で全部贈与した場合）

前提条件	先代	先代妻	後継者
発行済株式数 3 万株	1 万 5 千株	5 千株	1 万株
株価 1 株 1 万円	1 億 5 千万円	5 千万円	1 億円

項目	<現行> (万円)		<特例> (万円)	
	先代	先代妻	先代	先代妻
相続時精算課税贈与税	2,500	500	2,500	500
贈与税の納税猶予額	1,500	0	2,500	500
差引贈与税の納税額	1,000	500	0	0

上記例の特例による節税効果は、先代の贈与税が 1,000 万円（1,000 万円－0 円）、先代妻が 500 万円（500 万円－0 円）となります。